

2025年7月22日

お得意先 各位

村中医療器 株式会社
MURANAKA MEDICAL INSTRUMENTS CO.,LTD.
大阪市中央区船越町 2-3-6
TEL.06-6943-1221 FAX.06-6947-5360

未修理返却時の点検料および送料ご請求に関するご案内

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、この度、昨今の人件費および輸送費の高騰を受け、誠に不本意ながら、弊社に修理をご依頼いただいた製品につきまして、修理に至らずご返却となる場合には、一部の製品において点検料ならびに返却時の送料を申し受けることとなりました。

なお、本件の適用開始日は2025年8月12日とさせていただきます、同日以降に修理をご依頼いただいた製品が対象となります。

また、新たに製品をご購入いただく場合には、点検料および返送料をご請求いたしますが、これらの金額はご購入時に商品代金より差し引かせていただきますことも、併せてご案内申し上げます。

詳細につきましては、修理受付後に提示いたします見積書にてご確認くださいませようようお願い申し上げます。

何卒諸般の事情をご賢察の上、ご了承賜りますようお願い申し上げますとともに、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくようお願い申し上げます。

謹白

記

■適用開始日

2025年8月12日以降に修理をご依頼いただいた分より

以上